

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第9巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 在米国接收財産返還, 訪沖調査団, プライス法案審議, 個人タクシー認可問題, 黒い霧問題, 警察法の改正, 牛場次官, 自民党佐藤派議員会合, 沖縄返還問題 (財政金融的側面), 祖国復帰に関する請願 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43635

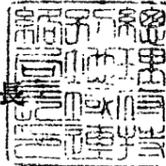
公立義務教育取組推進法
覚書
関係



総特第2789号
昭和42年7月27日

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局長



公立義務教育諸学校教職員給与に関する覚書について

昭和42年度沖縄財政援助金のうち、標記給与費の5月分及び6月分を、7月31日までに琉球政府に支出したく、別添のとおり覚書を琉球政府と結びたい。

ついては、同覚書について米・琉側と早急に折衝されるよう依頼する。

総 理 府



EMBASSY
OF THE
UNITED STATES OF AMERICA

Tokyo

August 9, 1967

Makoto Watanabe, Esquire
North America Section
Ministry of Foreign Affairs
Tokyo

Dear Mr. Watanabe:

I enclose for your Government's files one signed copy each of the English and Japanese versions of the "Memorandum Concerning the Aid Fund for Compensation for Public School Teachers of Compulsory Education for May and June, 1967".

Sincerely yours,

Rodney E. Armstrong
Second Secretary of Embassy

Enclosures:

1. English version of Memo
2. Japanese version of Memo

Memorandum Concerning the Aid Fund for
Compensation for Public School Teachers
of Compulsory Education for May and June,
1967

Until the time of coming into force of the Memorandum concerning Aid Funds to the Ryukyu Islands for JFY 1967, the Prime Minister's Office of the Government of Japan, based on this Memorandum, will provide the Government of the Ryukyu Islands through the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, in accordance with the same procedure and conditions as provided for in the Memorandum Concerning the Aid Funds for JFY 1966, with the subsidy within the limit of ¥343,874,520 as a part of aid funds to the Ryukyu Islands in JFY 1967 which covers compensation for teachers of public schools for compulsory education for May and June, 1967.

Director
Special Areas Liaison Bureau
Prime Minister's Office
Government of Japan

H. Yamano

Director
General Affairs Department
Government of the
Ryukyu Islands

rei shunji
Date: 31 July 1967

Approved for the High
Commissioner:

W. H. ... LTC
for Chief of Administration

Date: 31 July 1967

昭和42年5月及び6月の公立義務教育諸学校教職員
給与費に対する援助金に関する覚書

昭和42会計年度における琉球諸島に対する援助金に関する覚書が締結されるまでの間において、日本国政府は、この覚書により、昭和42年5月分及び6月分の公立義務教育諸学校教職員給与費にあてるため、昭和42会計年度における琉球諸島に対する援助金の一部として、343,874,520円の金額の範囲内の援助金を、昭和41会計年度における援助金に関する覚書に定めると同様の手続及び条件に従い、琉球諸島米国民政府を通じて琉球諸島政府に供与する。

日本国政府総理府

特別地域連絡局長

小野 啓吉

昭和42年7月27日

琉球政府

総務局長

志村 豊

1967年7月31日

高等弁務官に代つて承認する。

総務部長

Tom Warner, etc

1967年7月31日

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付	V字の字		
属			

発送日	昭和42年8月11日
発 行	タイプ 校 査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 米北 第 587 号 公 信 昭和42年8月11日 日
 番号 日付

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主 管 北米局長 参 事 官 北米課長 主 任	起案 昭和42年8月10日 起案者 森 電話番号 672
---------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------

受信者 総埋府特別地域連絡局長

発信者 北米局長

発送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 公立義務教育諸学校教職員給与
 に関する覚書について

GA-2 11 57 外務省 回覧番号

米北第587号

昭和42年8月11日

総埋府特別地域連絡局長殿

外務省北米局長

公立義務教育諸学校教職員
 給与に関する覚書について

7月27日付貴信総特米2789号で送付した
 「昭和42年5月及び6月の公立義務教育諸学校
 教職員給与費に対する援助金に関する覚書」
 は同日、在米大使館を通じて沖縄側に転送して
 いただきました。今般、同大使館より書面(写別
 添1.)を付して、琉球政府総務局長及び米政府

GA-4 外務省

総務部長の署名と了、以、覚書初英文各一通
(別添五)を別途越し、次の如く郵送付し奉る。

付属添付

新通へ2部
43.5.25

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政選外外官
務務 房
次次
臣官官審審長

68年5月24日 16時45分 那 覇 着 米北
68年5月24日 17時23分 本 省 着

外務大臣殿

高杉 沖繩事務所長

教取員会の動向

第53号 平 秋 授
(総務長官へ 第16号)

本年4月、八重山教取委員会は、定期異動の一環として、教取員会幹部数名に対し転勤命令を出したが、教取員会側はこれを、教取員会の切崩しを図る政治的配属転換であるとして拒否、両者の対立が続いている。その間に石垣市内ヘイミン小学校教頭イラミナコウヨウ氏等54名(八重山教取員会の会員数約600)は数日前教取員会を脱会し、明25日には八重山教取員協議会を結成することとなった。脱会の直接の契機は、上記の人事問題をめぐりイラミナ氏が「行方ない」としたことに

領審 旅 審 厚
文 電 領 旅 審 厚
参 賞 給
長 長 閣 給 厚
ア 北 東
長 総 中 西
北 米 北
中 参 南
移 長 中 任
政 参 英
長 西 東
近 参 ア
ア 長 近
南 國 米 ア
ニ カ 欧
参 閣 統 ラ
長 國 一 通 ス
経 参 経 陪
協 政 技 贈
長 國 贈 経
条 参 協
長 条 規
國 参 軍 社 專
長 政 産 科
情 参 内
長 道 外
文 長 文 二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

あるが、琉流にはフクダ政務部長等の指導する教取員会本部の急進路線に対する批判があるという。かかる一連の動向には本土日教連イシイカストモ情宣オルグ(那覇滞在中)の指導があずかつて力あつたものと見られる。沖縄時報サキマ社長が大森に語ったところによれば、沖縄本島、ナゴ、フロック及びコザ、フロックにも八重山と同じ動向がある由。ヤラ会長の主席公選勝利を目指す教取員会が政治姿勢を強めれば強めるほどこうした反撥も具体化してこようし、生徒の学力低下を不安とする父兄側よりも教取員会のとつている路線に対する不満が現出しており(一例として、ナゴ周辺ナキジン高技)、八重山におよぶ動向は波紋をよび起すものと見られる。(3)

(3)

43.7.3 持込27

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官
房
次官
官審長
官計
文電厚給
参旅移
参住
参北東
参中西
参中
参南
参英
参西東
参ア
参ハ
参カ
参ラ
参ス
参償
参技
参暗
参経
参協
参調
参軍社專
参政録科
参内
参外
参文
参文

総番号 (T.A) 25473
 68年7月3日 15時35分 ナハ 発着 米北
 68年7月3日 15時50分 本省 着
 外務大臣殿 岸沖繩事務所長

沖繩教職員会の動向

ネ81号 平 (極秘扱)

(総務長官へ ネ42号)

首題に關し、当地の有力筋某氏が大森に内話したところ以下の通り。

(イ) 主席選の見透しは目下5.5対4.5で屋良有利。また、立法院選では自民党は現勢力維持がやっとだと見ている。(注、本項後信する) 情勢は、まだ流動的であるが、事態のキーファクターは屋良会長および革新共闘の強力な母胎を形成している沖繩教職員会が分裂するか否かにある。

(ロ) ヤエヤマ教職員会 (インガキ市会員 14人) の一部会員 78名が脱会

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

して、6月16日、ヤエヤマ教職員協議会と結成した事態(注、往電ネ53号参照)に關しては、教職員会側が除名等の強硬手段に出るべく、個々の脱退者に対し、説得活動を行っている。説得する一方では共済会からの借金の返済を迫まることにより、圧力を加えて来た。そこで協議会側では教職員会と脱退しても共済会から脱退するものではないという法律上の応戦とする(注、沖繩教職員共済会定款には「すべての教職員の福利厚生を図る目的規定がある)一方、緊急のケースにある者に対し金融機関を通じて融資の肩替りとした。このため、協議会の士気はあがり、一時54名に減った同志は78名に戻り、なお増加する気配もある。

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- (イ) ミヤコでも6月20日、イケマ小中学校のトモリ ケイチョウ氏1人が教職員会からの脱退を声明したが、トモリ氏は必ずしも人望があるわけではないので、ミヤコ地区における協賛会結成の中核には他の人材が要求される。
- (ニ) ミヤコより寧ろ先行させたいのは沖縄本島であって、現在30名と人選して働きかけを行っているが、北部のハネダ、中部のギノガ地区などではかなりの反応がある。
- (ホ) 協賛会側から前2項^{ゼンリコウ}の全教職員に対し、教育の中立を堅持し、同志各位の奮起を望むとの趣意書を送したが、これら全費約300ドルと、共済会融資肩替りとして相当資金面でも苦しい状況だ。

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- (ヘ) 現在の教職員会の政治的偏向に不満があっても脱会できないのは、要するに共済会の資金を借り受けられないからで、この意味から「公立学校教職員共済会」が立法されれば局面は大きく変わる。
- (ト) 教職員会は6月より3回に分けて計15ドルの選挙開票資金カンパ割当てを行っている。
- (チ) 沖縄本島において、教職員会が大きく分裂すれば、屋良会長は主席選とありると減したという未確認情報があるが、少なくとも各陣営にとって相当な打撃を与えることは間違いない。

(3)

43. 10. 25 特速3部

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に

電信写 (TA) 延滞ありたし 主管

次政事外外官
務務 房
次次 官
臣官官管管長
備人会管計
港次電厚給
價参旅移
長参領他
國参
長参
ア北東
長中西
米参保中参
長北参南
歐参英
長西東
近参ア
長近
滙入國米ア
参關統ラ近
長一通ス
滙参滙賠償
協政技賠償
長回国滙
系参協
長系規
國参軍社専
長政滙科
備参内
長道外
文参
長文

68年10月24日20時20分 ナハ 駐米北
68年10月24日22時42分 本省 着

外務大臣殿 岸 沖縄事務所長

(教職員会を中傷する文書の禁止及処分)

オ226号 平

(総務長官へ オ170号)

沖縄教職員会のキヤン事務局長、フクチ政聖部長は10月23日午後、那覇地方裁判所に対し、自民党が全琉に配布を計画していた「主導権若共主義者が握るとの標題の下に、教職員会における人民党の組織状況およびフクチ政聖部長等8名の氏名を挙げて、赤い先生と監視しよう」等の記事が掲載されている文書(空送する)は、名誉毀損であるとして、文書の裁判所の保管および新たな印刷、配布の禁止を求める仮処分申請を行った。

これに対し、那覇地裁(前田テツ裁判長

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に

電信写

中村トオル、知念ヨシミツ裁判官)は、申請を全面的に認め、本24日午前10時、執行吏が、那覇市自民党本部広報分室から同一文書約12万枚(800キログラム積み小型トラックに満載)を差押えた。この文書は約20万枚印刷発注され、うち8万枚は既に地方に発送されているといわれており、10月23日夜、那覇市アジヤ小学校で開かれた自民党オナガスケヒロ立法院議員候補者の演説会場で、聴衆多く260名に対し配布された趣である。

那覇地裁の仮処分決定理由は「本件文書の内容は債権者(教職員会等)の社会的評価を減損もしくは低下させるものといわなければならない。夫とい本件文書が選挙運動の一環としても、社会的に相当として許容される範囲を越えるものと解すべきである。若共思想の持主であるこ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

とは社会的に何等非難されるべきものではないけれども、沖縄における現実の社会的評価としては一般に異端視されている向きのあることは事実であり、従って現実にその思想をもたない者が現実に共産主義者と指摘されることは、その者の名誉と善なるものと解すべきである」としている。

本件に關し地元紙(沖縄タイムス夕刊)は、X/面トップに「教職員会を中傷した怪文書押収」との見出しで詳細に掲載して自民党を非難している。琉球新報夕刊は社会面に4段ヌキで掲載しているが、沖縄タイムスよりも取扱いが小さい。なお、教職員会は本件に關し正式に名誉毀損で告訴するが否かはいまだ明らかにしていない。

選挙告示後における琉球警帯の主な警告事案は、社大党チバナ立法院議員が屋良朝苗氏と共に車7台を引っねて選挙運動し

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

た事案と、自民党が同党の宣伝カーに掲示した看板が規格外であるとして撤去を警告した事案があり、双方それぞれ1件ずつの警告を受けている。(本項後信する)

(3)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

員と見られる4名(いずれも女性)と共に戸別訪問していたが、この4名は逃走した趣である。

3. 11月1日午後7時過ぎ頃、新立病院議員候補者革新英園会議マダヨシイテロウの運動員であるトミグバスク林サナミ小学校の教員2名(いずれも女性)がトミグバスク林内の有権者宅を訪問し、屋良主席候補及びマダヨシ候補の推薦文書等を配布しているのを取締り中のナハ署員が現認し、不図警部補派生所に任意同行を求めて取調らべた。この取調らべに対し、革新英園会議では運動員、支持者等約150名に派生所に押しかけ取調らべの理由を明示せよと要求したため、警察では約1時間で取調らべを打ち切り之名を帰宅させられ、裏付け捜査の上進、で逮捕する予定である。

4. 逮捕された者達はいずれも警察の取調

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

らべに対し、顧問弁護士から戸別訪問して文書を配布する行為は戸別訪問にはならないとの指導を受けたと供述している趣である。なお、治安当局によれば教職員会では10月25日会員に対し11月5日までは3~5割、11月6日以降は10割の勧奨指令を出したと言われており、教員による戸別訪問事業は各地で活性化するものと見られ、同種事業の急激な予想される。

(3)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

で起っているところから、今後とも逮捕率率の格差が予想されるが、この種逮捕率率は法解釈の問題もからんで懐故を巻き起している。

(3)

93.11.9 特選17
 秘級17

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外官
務務 房
次次 房
臣信官審審長
儀人会管併
総次監厚給
領参旅移
領参長 領總
國参長 國總
ア北東
受中西
米参中参
長北南南
政参英
長西東
近参ア
長近
通参米ア
参開カ歌
長統ラ近
長國通ス
経参経 陪債
協政波 陪経
長國経
案参協
長条規
國参軍社專
長政経科
傳参内
長道外
文参文
長文

68年11月8日20時30分 ナハ 発着 米北
 68年11月9日00時56分 本省 着

外務大臣殿 岸 沖繩事務所長

教育正常化推進協議会連合会の結成

ネ249号 平 (秘級)

(総務長官へ、ネ193号)

1. 教育正常化運動については、3大選挙に向けて革新共闘の中核たる沖繩教職員会に「政治運動偏重である」との批判を向け、その組織に動搖、そして一部地域では分裂を齎したものであるとして、かねて注目されたところであるが、首魁結成大会が本8日、那覇市内で開催されたことにより、教育正常化運動は組織面では一応完成したことになる。
2. そして教育正常化運動は、6月6日八重山における一部教員54名が放職員会と脱退して「教職員協議会」と結成

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

した動きに端を突くわけであるが、以後、入童山においては10月4日に「教職員協談会」とバックアップする父兄組織が結成されて「教育の中立を守る運動」が軌道に乗り、全琉的には10月27日、那覇市で開催された「正常な教育を推進する協談会」の結成により、急速に各地方に組織を拡大する契機となった。そして、10月30日に宮古、11月4日に那覇および北部(名護)、5日にコチング(南部)、6日にコザ(中部)と各1000ないし2500名を結集して各教育区教育正常化推進協談会」を結成した。

3. 8日の結成大会の状況は

- (1) 役員に会長トウマ ジュウコウ(元行政主席、西銘後援会会長)、

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

副会長、マエダ ヨシミ(文化財保護委員長、屋良朝苗の師範同期生と教育界のライバルである)、副会長イナミネイチロウ(琉球石油社長、西銘選対副本部長)、幹事シンザト ツキヲ、アサトヨシオ(商工会談所専務理事)と選出。

(四) 規約、教育正常化推進に関する決議ならびに「祖国復帰は目前に迫り、沖縄の教育は、早急に解決すべき多くの課題に直面させられている。しかるに、沖縄教職員会と支配する一部の幹部は、特定党派と結んで教育の政治的中立を冒かすと共に、不当な政治闘争に狂奔し、沖縄教育を一層の危機に陥れている。われわれは、かかる逸脱を許さず、広く全県民の力を合わせ

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

て教育の正常化を推進するため参集した」との宣言を採択した。(注資料はいずれも空送する)

4. 参集した人員は約600名であった。折柄の長雨に祟られたのと、投票日前2日の曇り足だった町の雰囲気には押されたのか、人員はようやく会場を9分通り埋める程度であった。但し半数強が女性であり、意見発表は真剣なものがあった。

5. 会場にはフボタ文部政務次官が来賓として出席したのをはじめ、赤嶺副主席、コミネ文教局長も終始壇上にならび、前記役員ならびに各地区代表より成る常任理事がいずれも大物であるところから、ニュース価値は高いと見る者は評していた。

6. 大会の発言者の中には、意見発表

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の中で「明後日の選挙には西銘を選ぼう」と言及する者もいて、本大会が自民党と癒着した性格のものであった印象はいなめず、その面からして中間層に与えるインフルエンスは減殺されるであろう。しかし、西銘苦戦を伝えられていた南部地区では、本運動の推進過程で、文兄が教職員会の動向に批判を向けはじめ、当今は連日授業参観に学校に行くなど、教職員の選挙運動を制肘するに役立っている。

7. いずれにせよ、保守側からする「教職員会攻撃」は組織的には、本日の大会結成により一応完了し、西銘屋良極めて接戦のうちに混沌として投票日を迎えようとしている。

8. 本電特にヒロツ副長官に御連絡ありたい。(了)



北米課長

前不取 事務連絡第165号

昭和43年11月9日

外務大臣 殿

日本政府沖縄事務所長



資料の送付について

往電第249号以内、下記のとおり別添1部送付
す。

記

- 教育正常化推進協議会連合会 結成宣言。
- 教育正常化推進に
関する決議。
- 紐約。



結 成 宣 言 (案)

祖國復帰は目前にせまり、沖繩の教育は、早急に解決すべき多くの

課題に直面させられている。然るに、沖繩教職員会を支配する一部の

幹部は、特定党派と結んで教育の政治的中立を犯すとともに、不当な

政治闘争に狂奔し、沖繩教育をいつその危機におとし入れている。

われわれはかかる逸脱を許さず、ひろく全県民の力をあわせて教育の

正常化を推進するため参集した。われわれは、本日ここに参集した全

参加者の総意により、厳粛かつ力づく、教育正常化推進協議会連合

会の結成を宣言する。

一九六八年十一月八日

教育正常化推進協議会連合会

教育正常化推進に関する決議 (案)

教育は社会進歩のもっとも平和的な手段であり、こどもたちはわれ

われの最大の希望である。とりわけ資源の乏しいわが沖繩では、青少

年のすこやかな成長にかける県民の期待は大きい。

然るに、沖繩教職員会を支配する一部の幹部は、おのれの属する党

派の利害を先にし、不当な政治闘争に狂奔して県民の憂慮を深めさせ

ている。われわれは、このような一部教職員暴走のを阻止し、ひろく

全県民の総力を結集して教育の正常化を推進することを誓う。

右決議する。

一九六八年十一月八日

教育正常化推進協議会連合会

教育正常化推進協議会連合会規約（案）

第一条 この会を教育正常化推進協議会連合会という。

第二条 この会は、教育関係諸法規にのっとりて教育の政治的中立を守り、沖縄教育の発展に寄与することを目的とする。

第三条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 一、教育諸問題の調査、研究
- 二、児童、生徒の学力向上のための諸施策
- 三、教職員の待遇改善
- 四、研究会、講演会などの開催
- 五、機関紙誌の発行
- 六、その他目的達成に必要な事項

第四条 この会は、沖縄各地区教育正常化推進協議会をもって組織する。

第五条 この会の事務所を那覇市に置く。

第六条 この会に次の機関を置く。

- 一、総会
- 二、理事会
- 三、常任理事会

第七条 総会はこの会の最高の議決機関であって毎年三月と九月に開き、次の事項を議決する。

- 一、この会の活動方針
- 二、予算の議決と決算の承認
- 三、役員を選出
- 四、規約の改廃
- 五、その他この会の重要事項

第八条 理事会は総会にかわる議決機関であって、会長が召集し、各地区代表理事ならびにこの会の趣旨に賛同する学識経験者をもって構成する。

第九条 常任理事会は、会長が召集し、正副会長ならびに常任理事をもって構成し、この会の会務を執行する。

第十条 この会に次の役員を置く。

- 一、会長 一名
- 二、副会長 二名
- 三、常任理事 六名
- 四、事務局長 一名
- 五、理事 若干名
- 六、監事 二名
- 七、顧問 若干名

第十一条 会長はこの会を代表し、副会長は会長を補佐し、常任理事は常任理事会を構成して会務を執行する。事務局長はこの会の事務を掌る。監事は会計を監査する。

第十二条 この会の役員の任期は二年とする。ただし再任を妨げない。

第十三条 この会の経費は、各地区協議会分担金ならびに寄附金をもってあてる。地区分担金の額は別に定める。

第十四条 この会の会計年度は、毎年四月一日にはじまり三月三十一日におわる。

第十五条 この規約は、一九六八年十一月八日より施行する。

先生、教室へ帰って下さい

沖縄教育の中立を守る父兄の会

43.12.5 軽送3分
文部8241号1分

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

政事外外官	務務房
次次	官官審審長
個人会管計	
総文電厚給	
領参派参	
領参長	
国参長	副析
ア参北東	
ア参中	
米参保中参	
米参北南	
取参英	
取参西京	
近参ア	
近参近	
経参米ア	
経参二カ	
参参統ラ	
参参統ラ	
参参通ス	
参参経債	
参参技	
参参附	
参参協	
参参協	
参参軍社專	
参参政経科	
参参内	
参参道外	
参参文二	

68年12月4日19時38分 ナハ発着米北
68年12月4日21時06分 本省

外務大臣殿 岸 沖繩事務所長

教職員会の定期総会

ア292号 平 (秘扱)

(総務長官へ ア246号)

沖縄教職員会では、4日、定期総会を開催、屋良会長の主席就任に伴う役員改選その他の試事を行った。その内容、極めて注目すべきものがある。

(イ) 役員選出では、後任の会長に前事務局長のキマシンエイ氏、事務局長に北ナカグスク中学校長のヒラシキズヲ氏とそれぞれ無投票で新任した。

(ロ) 副会長には現在のニシヒラ シュウコウ氏に対抗して、急進的な路線と主張する高教組の委員長ギホユキヲ氏が立候補し、決戦投票となったが、257対57

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ニシヒラ氏が再任された。

(イ) この結果、新役員は事前に主流派が調整していたとあり、屋良前会長の路線とそっくり引継ぐ形でスタートすることとなった。

(ニ) しかし、その間において、現在のようマイルドな行き方にあきたりたいたとする若手代議員からの突き上げがあり、特に副会長選挙に当たっては、立候補者に意思表示の機会が与えられ、ギホ氏は「教職員会運営の民主化と中央依存の是正」と公約した。

(ホ) B52撤去などを要求して結成される「命を守る県民共闘」に教職員会が組織として参加する動議が満場一致で可決された。

(ヘ) 12月7日に嘉手納分会が12時間のスト(4時間の授業放棄)を

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

行うので、支援してほしいという要請に対しては、理事会で検討することとし、「精神的支援」を決議した。
 (ト) 中部地区の代議員より「主席選挙の際、教育正常化運動と展開したコミネ文教局長の罷免を要求する決議が緊急提案され、満場一致可決された。

(3)

43. 12. 9 特送 警察庁外事課 警備部外事課 警備部外事課 警備部外事課

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA)	5 0 0 0 1	主管	米化
68年 12月 7日	17時 40分	予 備	米化
68年 12月 7日	19時 58分	本 省	米化
外務大臣殿	末岡 邦範 事務官		
嘉手納教職員会	のトゴト 撤去要求スト		
第298号	平		
(添付書ハ 第252号)			
位置第292号F附V.			
嘉手納教職員会は、本7日午前8時49分			
2時前、スト(4時前、授業放棄)F突入			
し、抗議集会、座り込みを行なった。			
その状況以下の通り。			
1. ストF突入し、本日は嘉手納村内、小中学校			
2. 中学校1の3校、125名の教職員が			
これと中部地区教職員会(午前3時、午後			
10時勤務)、町地区教組(午前2時、午後			
10時勤務)、嘉手納、現存、所村、			
冷房厚か全通、常公等が支援した。			
以上ハストF突入は、嘉手納教職員会			

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

が、町区教育委員会及びPTAと事前協議したためストに伴う混乱は守り、千時間の授業放棄については、後日振替授業が行われる趣である。

ハ。抗議集会は、午前9時15分から嘉手納総合グラウンド約2000名(嘉手納教育委員会、上記支援団体、リイ、琉大、沖大の反戦学生会議の各等)が参加して開催され、各団体代表の意見発表の後(15時20分)臨時激突を要求する決議を採択の後、約1時間半にわたって嘉手納総合グラウンド及び米軍嘉手納基地の約216号線まで行進し(15時20分)臨時激突(等)のシュプレヒコールを演習し、午後12時20分から15時20分、離機場に最も近い、米軍嘉手納基地第21ゲート前(16号線を隔てた)の民有地部分16号線脇に座り込みに入った。同座り込みは午後8時まで続

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

けられる。
ニ。本電も等により琉球警察では機動隊を合計130名を警察官と待機させているが集会、デモ、座り込みとも強みで平野裡に行われるおりに、午後4時現在、不法集會の発生は守り。なお米軍は、第21ゲート付近に憲兵等1個小隊を機動隊配置し、警戒にあたっている。
ホ。なお消息通が本電に電話せるに3にあり、同日開催された教育委員会の上、この会長を辞任した屋島主席は、7日本件が郵政全体の15分激突運動から遊離した(一部を除く)に走るに心を配して、誇り滞言を奨め(一考も三考も三考もして欲しい)と要請したとの趣である。消息通は、本日の行動が、このように屋島主席のコントロールを越えて打出されたものであること、4して行かれたにもかかわらず嘉手納村民の自

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

の革新系、中部地区教職員会事務局長
ヒヤネセイイチ氏が
(ロ) 南部は、選挙人90名のうち88名
が出席し、45票対43票で新人の保
守系、元チネン地区教育長、ヒラタゼ
ンギチ氏が

それぞれ当選した。

2. 本日、選挙予定の入産山地区(委員数
1に対し、保守、革新、無所属の(定)
三つ巴戦)は、天候の関係から出席
できなかったヨナグニの選挙人5名と、
石垣地区の選挙人1名が欠席したため、
選挙は延期され、あらためて告示の
うえ実施されるが、告示は投票の5
日前に行うことになっているので、次
の選挙は早くとも17日頃に実施され
る見通しである。

3. 本日の選挙の結果、入産山地区を余

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

く各区の委員の勢力状況は、北部、委員
2のうち、革新1(非改選)、保守1(改選)、中部、委員3のうち、革新3(非改選2、改選1)、南部、委員2のうち、保守2(非改選1、改選1)、那覇市、委員2のうち、革新2(非改選1、改選1)、宮古、委員1のうち、保守1(改選)となり、既に6対4で中央教育委員会は、革新系委員が過半数を制する事となった。

(3)

43.12.19 特送中
信原研手元

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大務外外官	参
次次	参
官官審審長	参
備入会管計	参
総文電厚給	参
御参旅移	参
御参便御	参
御参心	参
長開折	参
ア参北東	参
長中西	参
参保中	参
長北南	参
欧参英	参
長西東	参
近参ア	参
了長	参
経	参
次商函米ア	参
三カ	参
カ	参
満ラ	参
総国	参
一過ア	参
長	参
経	参
協	参
政技	参
長	参
条	参
参	参
条	参
規	参
長	参
国	参
参	参
軍社	参
等	参
長	参
政経	参
科	参
参	参
内	参
道	参
外	参
文	参
文	参
二	参

総番号(1A) 57237
68年12月18日16時05分 ナハ 第着 米北
68年12月18日19時57分 本省

外務大臣殿 岸 津 繩 専 務 所 長

中央教育委員の選挙結果

ア310号 平
総務長官へ ア265号
往者ア303号に同じ
去る12日与那国教育区教育委員の飛行便欠航のため欠席したこともあって流会となった八重山地区中央教育委員の半数改選選挙は18日10時からゆゆの選挙人152人全員の出席し保守系サキハラトワコウ候補の票、革新系マエシユウジウ候補の票、無所属サキヤマ、1ブクニ候補の中で保守系候補が当選した。これにより新委員の任期が始まる1969年1月以降中央教育委員11人の内訳は昨年と逆転し保守系5人、革新系6人となった。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

る。この結果来年1月の中央教育委員定例会議では先の局長人事異動が留任となったコミネケンツウ文教局長の退任勧告が議決される見通しが強まった。また去る11月21日の中央教育委員会審議保留となった小学校教育指導要領の改訂については、12月20日の臨時委員会でも再審議されることになっているが再び保留となった場合来年以降の審議が更に遅れ新学習指導要領への移行措置に影響を及ぼすことも考えられる。

(13)

44. 1. 21日付送付

注意 文部省(21)12/14

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

69年1月20日 21時28分 本 省 米北
69年1月21日 01時37分 本 省 米北

外務大臣殿 岸 沖繩 事務所長

教取員会キヤン会長の来訪

オコ号 平 (秘扱)

(総務長官へ。オコ号)

教取員会のキヤン会長は、三井事務局長らを伴って20日午後本官を来訪し同会が1月16日の全役員合同会議で採択した「B52撤去斗争声明」(註。ゼネスト参加を声明したものの資料を送る)を手交するとともにその趣旨を説明し併せてゼネスト回避のため本土政府の積極的行動を要請するとして以下の通り申越した。

1. ゼネスト参加については教取員会は役員会で満場一致確認しており今は事前の広報特に児童並に父兄に同趣旨を説明するが、というところが問題になっている。教育労働者

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

としての責任から教取員会の大勢はゼネストで休校した分の代替え授業は行なうという意向である。

2. ゼネストの目的は極めて明確である。しかしそれは盡くすべしすべての手段を盡くした後には止めざるを得ず決行するものであつても水切れは家庭を大切にしたい。このため大衆団体、労組、行政府、立法院ともすべての努力を盡くす。屋良主席にも3度上京して本土政府に交渉して貰いたいとも考えている。

3. (「ゼネスト回避のため本土政府としてなし得る」という限界がある」ともあろう100パーセントの効果があるか少なくとも例えれば本土政府がB52撤去に関し対米交渉を開始するだけでも既報の条件を充足するか)との当方質問に対し)今は具体的に「はい」といふ事はない。事態が好転に向うという方向が具体的に

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

4. 「県長共闘」代表として、今回上京して見て感じた事は、日本政府にもB52撤去についての誠意は認められたということである。しかし、残念ながら、如何せんB52撤去についてのとり組みが遅すぎた。そしてまた、総理と主席の会談を待たずに「B52のタイへの移駐説」が新聞に報せられてしまったことで、この移駐の見送だけでも、総理の口から直接話して貰ったら、ゼネスト回避のきっかけになり得ただけに、新聞の先走った報道は、われわれとしても残念である。

5. 教職員会内部でも4日のストの代替授業は單純に実施することなく、特別の「反戦平和の時間」は設けるが、むしろ代替授業をしないことになって、沖縄の現実を教えた方がよい

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

とする意見が多勢である。若し、ゼネスト中止となっても、円滑に終止できる確信はない。

6. ^{あるせい}今からでも遅くはない。今日、明日の2日間あるのだから、日本政府としても「何月までを目途にして、B52を撤去させるべく努力する」という方針を打出してほしい。その場合、外交交渉には相手があることから、その通り実施するかどうかは二の次のことで、要は日本政府の姿勢が問題である。

(3)

万博
 大 政 事 外 外 留
 務 務 房
 次 官 審 査 長
 文 会 普 給
 人 電 厚 計
 参 酌 折
 参 照 旅 移
 参 照 東 西
 参 照 中 南 歐
 参 照 近 近
 参 照 経 国 万
 参 照 統 団
 参 照 政 技 二
 参 照 団 一 理
 参 照 政 経 科
 参 照 軍 社 専
 参 照 内 外
 参 照 文 長

44.2.4 ①持連577 ②文部省 臨時
 ③文部省 臨時
 注意 臨時 外事学 17

電信写

総番号 (F.A) 4013
 69年2月3日 21時00分 ナハ 発
 69年2月3日 22時56分 本省 着 米北一
 外務大臣殿 大使 臨時代理大使 総領事 代理

岸 沖繩事務所長

2月4日に向けてのその後の動き(連)

第54号 平 (秘報) 至急
 (総務長官へ 第54号)

往電第53号(総務長官へ第52号)に漢し、

その後の状況以下の通り。

1. 教職員会の方針について

二つの原水協と共に4日の嘉手納集會を主催する教職員会では3日旅天理事会を喚いて協議した結果「4日の集會には組織として取り組むが具体的な戦術に関しては各地の教職員会の決定に任せる」との方針を決定した。このためナカガミ地区等跨行派を

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

中心に全体として約5割ぐらいの動員がはかられようがしかし那覇地区等一部では授業を実施する学校もある模様。またこの決定に当って教職員会では理事会のコントロールが利かず中央闘争委員会に結集した地方役員の強行論が目立ったことを指摘する向きがある。

2. 官公労は4日の集會に組織として参加することを中止し各自が年休を行使して参加することとした。自治労も同じく自主参加とすることとした。このため官公庁のストは行なわれないこととなったがこの様な方針に接して青年部等若手活動家の間からは「腐敗した幹部を取り替えるよう」との主張が上っており4日には約5割ぐらいの組合員が参加しよう。なおこうした組合員達は官公労を通じてではなく原水協のチャンネルを

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

通じて4日の行動に参加するという。

3. 琉球大学は3日より48時間の全学ストに突入しており、3日午後同大教授会も3日4日の授業中止を決めたが国際大学沖縄大学の各学生自治会でも3日午後12時より36時間の「スト」突入を決めた。

4. 私鉄沖縄並みにタクシー労組は県労協の決定通り4日は一切の行動をしないことを決めた。

5. 琉球国際の三大学自治会では3日午後ヨギ公園で総決起大会を開いて「ゼネストを中止させた屋良主席の責任を弾劾する」と氣勢をあげた後琉球政府に押しかけて主席室前の中庭で抗議集会を行なった。この行動には三大学の一般学生を含め約900名という比較的多数の学生が参加した。なお学生の行動の中で「鹿児島大学教養学部」

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

並びに「全学連九州地方共闘会議」の旗が見られた。午後5時15分頃学生のうち約45名が主席に面会を求めて主席室に押し掛けたが主席が会見を拒否したので6時過ぎ「屋良の本質は明らかになった」と叫びながら学生等は引き揚げた。

6. 琉球警察本部では3日、1月31日に後帰協嘉手納支部から出されていた「デモ許可願」を有効なものとして受領することに決めた。このため4日の行動が無届デモとなる可能性はなくなった。

(3)

(07.20 北米等/課長に連絡済、電信課)

米北一 施設転送交信との伝達あり
 各取扱いに付、慎重に要請と判断
 をした。今後、日本沖繩事務所と
 通い、本件と取進みのこととに交渉せしめ
 る。7月2日、貴使本局に付、諮問奉
 命に於いて本件調査団の派遣に付、
 2日、沖繩事務所と米民政府との用を
 取進めることとに付、しんがらに説
 明した。

沖繩事務所へ転電した。
 (3)

GB-3

外務省

外務省電信案 (分類 10077)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	総第 10077 号
第 22 号	昭和 3 年 6 月 20 日 時 分 発	
大至急 (至急・普通・LTF)	発電係	

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 米北一 起案 昭和 3 年 3 月 6 日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-------------------------------	--

協賛先

大使 臨時代理大使
 在那霸 沖繩事務所長 総領事 代理 大臣 發 知 大臣 發 知 大臣 發 知
 代理 代理 代理

電 在 大使 臨時代理大使
 報 在 總領事 代理 代理

件名 国有財産調査団、訪沖 (連)

本大臣発在那霸高瀬大使に2往電米北一

第16号転電

6

写
得

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

(回覧番号) 157 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平文	符号表示 暗 略 平	※ 総第 10078 号
※ 第 23 号	※ 昭和 44.3.6	※ 2016
大至急	至急・普通・LTF	発電係

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 局長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 44.3.5 日 起案者 吉川 445
---	-------------------------------	--

協議先
条約課長
法規課長
44.3.7

大使 臨時代理大使
岸 龍雄 総領事 代理
あて 倉知 大臣 発
岸 龍雄 総領事 代理

件名 国有財産調査団の訪沖(連)

1. 国有財産調査団について当初在京
米国外務省に申し渡す。米政府は
本件調査団の琉球政府に対する国
有地没収問題に先づきたいに
これを懸念し本件調査を中止す

(※印欄内は電報用記入)

特達局了承す(キヨ)

(昭和四二七一改正)

GB-1

6 字 済

自米大使館より(行方)に希望1203首
通報補すことには 調査日程等について
対、当地にて十分話し合ひたす旨提率
秘伝。
2. 上記提案に基き、省が総理府、
大蔵省とては在京米国外務省と協議
の結果(イ)調査期間は一週前後
とす、(ロ)調査の前後に調査団の
及政府と話し合(調査前には調査
団と琉球政府との個別話し合ひ打合せ
含め、調査方針等につき打合せ、調査
後には調査団より調査結果につき
説明す)、(ハ)上記(イ)(ロ)の趣旨に
従い、日本側より詳細日程を作成し
省事務所を通じて及政府とて打合せ

GB-3

外務省

日程を確定す、(一)上記1.の事情に鑑み、
 新南等には本件調査内容等につき
 一切公表しない(世を導く場合の必要
 あり)に於ては別途、調査団側と
 差意に上記民政部と打合せの際、判
 断を打合せる) ^{協定} ~~協定~~ につき合意をみた。

3. 上記合意に基づき大蔵省及び総務府
 により別電米比1第24号の通り日程を
 作成した。及政府海外部及び法
 務部(三木木心大佐)と打合せの結果
 同意ありた。 ^{今回の調査に2主} ため、米側は(一)資料
 等は未公表の如き旨を提示する。と
 取り扱いは十分留意に(二)と(三)
 国有財産の現状に於ては未公表に
 せざる ^{管理の実態} に於ての調査

但し 財産管理をめぐり法律論は
^{関係者との}
 行方については希望に、各方の了承
 したるの2. 日程打合せに於ては
 有る旨ありた。

4. 当初本件調査団に於ける米側の
 誤解を避けるため、諮問委員に於ける
 同委員の報告に於ける調査団の任務
 を行方)とを記す旨あり、又更に高橋
 大使の同委員の会合に於ける発言に
 記録する旨 ^{外務相、総務長} ~~外務相、総務長~~ 大蔵省 ^{内務} ~~内務~~
 協議の結果、(一)国有財産問題は
 日米両国政府間の問題であり、
 米(日)施政権 ^{院議決案から得る} ~~院議決案から得る~~ 権を
 (二)運用し、^米 ~~米~~ 取扱いに於ては
 調査団側の判断に於て、

5

貴事務所を通じて事件を取り進め
るに必要と認めらる。(この長に2021年
米側から送られる建状を希望する。)
この建状に2021年東洋大使に
対し別途通報は行われず
答へる。
別電は比の~~米側~~米側
に転電する。
(3)

GB-3

外務省

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平文	符号表示 暗 略 平 第 24 号	総第 10080 号 ※昭和 44 年 3 月 6 日 時 分 発 20.16
大至急 至急 普通・LTF		※ 発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和44年3月5日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-------------------------------	---

協議先

大使 臨時代理大使
在 那 霸 沖 縄 事 務 所 長 総 領 事 代 理 吉 野 知 大 臣 発 庫 次 長 官
電 報 在 北 米 第 一 課 長 代 理 大 使 代 理 吉 野 知 大 臣 発 庫 次 長 官

件名

国有財産調査団訪沖 (連)

往電米北一第23号別電

1. 団員氏名
大蔵省理財局監査課長 里村 敏

国有財産第一課長補佐 古橋 隆夫

国有財産第三課長補佐 足立 信一

6 済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

2. 日程

24日 11:55 那霸着 JL 905
 午後 民政部外周係方面訪問

25日 民政部と打合せ、事情聴取

26日 事情聴取及公 固有財産所在地
 視察(本島)

27日 午前事情聴取及公視察(本島)
 午後事情聴取(宮古)

28日 午前事情聴取及公調査(宮古)
 午後 " (石垣)

29日 午前 調査(西表)
 午後 自由行動

30日 午前 出民政部と打合せ
 午後 貴事務所、諮詢等訪問

18:20 那霸発

3. 24日及25日^付 別途訪沖打 特連向
 官島調査官と合流打。
 諮詢等、転電した。

(3)

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

09:30 宮古発那覇へ SWAL 52
 10:20 那覇着
 13:00 - 17:00 沖縄本島北部調査
 29日
 08:00 - 12:00 那覇市内^{ミミヤン} 讀谷方面調査
 30日
 自由
 31日
 午前 民政府、琉政と打合せ
 18:20 那覇発 NWA 4
 (石垣および宮古への本件調査旅行には民政府よりライトホール法務局長およびシーハン法務局土地課長が同行予定)

(3)

(回覧番号) 257 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗	※ 総第 11835 号
	※ 第 26 号	※ 昭和 44.3.15 17.24
	大至急 至急 普通・LTF	※ 発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和43年3月15日 起案者 327 電話番号 446
---	-------------------------------	---

協議先

大使 臨時代理大使
在 那霸 沖繩事務所長 総領事 代理
あて 愛知 大臣 発
米次 長官

電 在 那霸 沖繩事務所長 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 代理 代理 代理 代理
あて

件名 同有財産調査団の訪沖日程(連)

貴電沖110号に關し

別電の日程案に異存ない。

(3)

15 117

済

(※印刷内は電信課記入)

大蔵省特達局より打電方依頼あり。昭和四二・七一改正

GB-1

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 12207 号
	※ 第 27 号	※ 昭和 44.3.18 19.29
	大至急 至急 普通・LTF	※ 発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和44年3月18日 起案者 吉川 電話番号 445
---	-------------------------------	--

協議先

大使 臨時代理大使
在 那霸 沖繩事務所長 総領事 代理
あて 愛知 大臣 発
米次 長官

電 在 那霸 沖繩事務所長 大使 臨時代理大使
報 総領事 代理 代理 代理 代理 代理
あて

件名 固有財産調査団の訪沖(連)

往電米北一才26号に關し。

大蔵省より、本件調査を効率的に行なうため、

調査項目中、とくに回答準備に時間がかかると

考えられた下記事項につき、あらかじめ米民政府

及び琉球政に通報の上、回答(関係資料を含む)を準備

する旨要請

18 172

済

(※印刷内は電信課記入)

特達局より打電方別途依頼あり。(七七)昭和四二・七一改正

GB-1

依頼の要するに、その連続性を

1. 国有財産の法制上及び事実上の管理
者及びその管理の現況

2. 国有財産関係台帳及び図面等

3. 旧陸海軍の買収した土地等の事実関係

4. 国有の公共用財産(道、水路等)の
用途廃止及び代替等の措置状況

5. 国有財産関係収入支出の状況

6. 土地管理制度関係法令、戦後の
土地事情(特需給、現状及び土地
価格の推移等)及び国有財産に係る
陳情、紛争等の関係資料

()



アジア局長

参事官

総務参事官

総特第 9360 号

昭和 38 年 12 月 10 日

外務省アジア局長 殿

総理府特別地域連絡局長



旧沖縄県有財産たる旧沖縄興業銀行株式について

戦前沖縄県が所有していた財産について、最近下記の如き問題が生じているので、お知らせかたがた貴見を得たい。

記

1. 経過

(a) 戦前、沖縄に設立されていた沖縄興業銀行は、1945年4月1日米国海軍軍政府布告第5号「金融機関の閉鎖及び支払停止令」によつて閉鎖されたが、琉球政府金融検査部は同行の株式2万株のうち1万8千株は旧沖縄県所有のものであつたといつている。

(b) 1959年4月27日付米国民政府布告第11号「積布告の廃止」は、上記布告第5号を無条件に廃止した。

1963年3月30日付をもつて上記銀行の回復登記がな

され、株主総会が開催された結果、取締役、監査役の選任を行ない、清算事務を行なうこととなつたが、これまで同行の財産を事実上管理してきた者から役員に資格があると見て訴が提起され、現在訴訟が進行中である。

(d) 琉球政府は、旧沖縄県所有の株式については、金融機関の所管庁である内務局金融検査部は、正式の代行者を明らかにして、その代行者参加の上で本問題の解決をはかりたいといつており、~~また~~、同法務局では、米国民政府布告第7号「財産の管理」により米国民政府財産管理官に委任されている総ての国有財産の中に旧沖縄県所有財産も含まれるとの前提のもとに、米国民政府が正式代行者として参加すべきであるとしている。

2. 問題点

本問題は未だ結着をみておらず、今後の動向に注目すべき問題であるが、旧沖縄県有財産の地位に関する琉球政府の見解は一応上記の如く固まつているものと思われる。

他方、米国民政府も同様、旧沖縄県有財産の管理権は米国民政府琉球財産管理課にあると考え、現実に管理を行なつており、若干の県有地は琉球政府にその管理を委任しているのが現状である。



回覧番号 32
登録 968

総 理 府

3. おつて、旧沖繩県有財産の帰属について何らかの御意見を御
回報されれば幸甚に存する次第である。

昭和二十一年三月二十一日
法律第二十号

米國海軍軍政府布告才九号

「財産の管理」

第一条 用語の解説

本布告又ハ本布告ニ関スル總テの場合ニ於テ「財産」ト用語ハ有形又ハ無形ノ總テノ種類及ビ「財産」上ノ權利、所有權又ハ利益ヲ含ム。

「管理財産」ト用語ハ其ノ「財産」上ノ權利、所有權又ハ利益ヲ有スル者ニ依リテ管理スルノ目的ヲ決定シテ總テ「財産」ヲ含ム。

「國有財産」ト用語ハ米國以外ノ國家ノ其ノ權利、所有權又ハ利益ヲ有スル總テ「財産」又ハ「國以外ノ國家」ニ依リテ所有、支配、管理スルノ總テ「財産」或ハ「社會、商會、組合、協會及團體」ニ依リテ「米國以外ノ國家」ノ其ノ權利、所有權又ハ利益ヲ有シ且「其ノ本邦」方面ノ權利行使ヲ以テ「其ノ」管理ニ依リテ「國有財産」ト決定スルノ總テ「財産」ヲ含ム。

略

才三条 財産管理官ニ委任スル「財産」

本布告ノ有効期日ヲ軍政府下ノ區域ニ於テ

「一」 「財産」ノ「財産管理官」ニ委任ス。

(1) 總テノ「管理財産」

(2) 總テノ「國有財産」

略

總 理 府

在米接收資産
返還関係

沖縄関係

秘
無期限

大蔵省 (仲野) 谷田 佐々木
外務省 参事 北米一課長
法規課 比佐
12月27日 米北一

沖縄返還に際し 在米接收資産
返還前 準備について

12.27
米北一

1. 12月27日 東京海上火災 守達 常務取締役
以外 兼 北米一課長 赴米 別紙を付

答の上 下記のとおり 準備終了。(当才
年終 鈴木事務官 米北一 併記同席)

記

(1) 米北一 大蔵省 米北一 接收したる 日米
関係資産の 返還問題について 1962年

新設神信法 成立により 同資産清算金が

GA-5

外務省

2

米国人の 及び 神信法 充てられたる 潤滑
L. 且 米北一 米北一 米北一 米北一

米北一 米北一 米北一 米北一 米北一
海上 米北一 米北一 米北一 米北一

資産返還期 米北一 1965年 米北一 米北一
米北一 米北一 米北一 米北一

(2) 米北一 米北一 米北一 米北一 米北一
沖縄返還に 米北一 米北一 米北一 米北一

米北一 米北一 米北一 米北一 米北一
米北一 米北一 米北一 米北一 米北一

米北一 米北一 米北一 米北一 米北一
米北一 米北一 米北一 米北一 米北一

米北一 米北一 米北一 米北一 米北一
米北一 米北一 米北一 米北一 米北一

GA 6

外務省

(3) 上記の記述に於て困難を以て思はれ
得る中核部を述べた。右の如く

右の条件は却外に述べた如く内閣を
指す。

2. 上記の如く各案を述べ、⁽¹⁾ 在米
在野の如く平和年約の如く述べらるる

と承知に於て、⁽²⁾ 中核部を以てして
の場面があるか。この問題が如何なる

場面にあるか。取らざる如く採るに
要する。右の如く採らるる結果

とすべき答答に於て。

3. 右の如く述べ、右の如く述べ、
と述べらるる。右の如く述べらるる。

(1) 在米在野の如く述べらるる。平和年約の如く

の建前とあり。之が通過を以てする
に於ては、右の如く述べらるる。

(2) 期許の如く述べ、⁽¹⁾ 自業の如く
述べらるる。一方の措置に通過に於て

述べらるる。過去の経緯に於ては、
右の如く述べらるる。

(3) 中核部を以てして、⁽¹⁾ 米国の如く述べ
述べらるる。右の如く述べらるる。

入るるに於ては、⁽²⁾ 右の如く述べらるる。
右の如く述べらるる。

右の如く述べらるる。⁽³⁾ 米国の如く述べらるる。
appropriationを以てして、右の如く述べらるる。

右の如く述べらるる。⁽⁴⁾ 在米在野の如く述べらるる。
右の如く述べらるる。

(4) 日本政府の立場は、在米留米の在外
支店及びその通達(関係)に比して

他の在外支店との通達に、衡平を欠き、
在外支店補償問題を再燃させた。

(英加露米大邦の在外支店に
通達した。)

(5) 共同声明の「格差の除外及び経済
問題」は、在外支店に比して明らか

な。

施設庁調査団

調査視察

- 万大 博 副
- 大政 外 外 官
- 次 務 典 房
- 官 宣 審 長 長
- 信 入 電 厚 計
- 文 会 營 給
- 参 調 析 企
- 参 領 旅 移
- 参 地 中 東
- 参 北 北 保
- 参 一 二
- 参 西 東 洋
- 参 四 東
- 参 審 近 ア
- 参 政 統 二
- 参 政 統 一 理
- 参 政 統 科
- 参 軍 社 専
- 参 通 内 外
- 参 文 長

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 31903 主管
 70年 6月 27日 16時 40分 沖 隼 発 着 米 北
 70年 6月 27日 20時 38分 本 省

外務大臣殿 臨時代理大使 総領事 代理

M.L.C適用準備

第164号 略

貴電米北/合第283/号に関し

1. 施設庁調査団がその調査期間中米側関係者より得た本件に関する先方の考え方は断片的なるも概ね次の通りなる趣。(ススキ同行)

(1) ジェネラル JBLC 委員長は金山団長に対し、私見ではあるがと前置きの上、労務者にとって間接雇用移行後の基本給等の面において、現在よりはむしろ不利となる点が出てくることもあるので、しん重に検討しなければならぬと述べた。(ウイシガー 長 政 省 労働局長もススキに対し同趣旨の発言をしたことがある) (なお、HHS 空軍民間人事部長は人員整理対象者を決定する方法につき説明した際、従来当地各軍共動続年数、語学じゆく練者等をかんあんして対象者を決定していたところ、本年7月より同一職場、同一職種において動続年数の短いものから機動的に決定する在日米軍と同様の方法に変更することとなっている旨述べた。)

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(2) 米側は各軍とも給与計算については電子計算機を導入しているところ、間接雇用移行後においても経費節約のため右システムが必要であると強調した。

2. 米側のブリーフィングを受けた際、先方は間接雇用移行を前提として説明を行い、質疑を行なったが、全般を通じて受けた印象は次の通り。

(1) 各軍担当官は、今では間接雇用移行を前提として、右制度を検討しており、上記人員整理対象者決定方法、退職手当支給率のぜん次改定等 土木制度の一部は運用面で既に採り入れている模様であるが、土木制度への完全移行については技術的に種々困難な面が生じ得るとの感触を持っているものとみられる。(これについては一部は知識不足に起因するものがあると思われるので当地担当官に詳し、今後機会ある毎に理解せしめるよう配慮したい)

2) 間接雇用移行に伴う経費増につき深い関心を有しており、この問題が今後の重要なポイントとなる可能性は十分にある。

()

視察用

63.9.5 特送3件

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に

電信第(TA) 33796

主管

68年9月4日20時00分 ナハ 務米北
68年9月4日22時39分 本 省 着

大政事外外官

務務 房
次次
臣官官審審長

個人会営計

文電厚給

領移長 領他

外務大臣殿 岸 沖縄事務所長

沖縄経済視察団の民政府当局
との懇談 試行進行方法

ス141号 平(秘扱) 至急

9月6日(金) 0830から1130まで
に予定されている沖縄経済視察団(以下「視
察団」という)と民政府との意見交換の進
行ぶりについて本日(4日)午後4時、約
1時間に亘りリラード副民政官と会見した
模様ととりあえず御報告する。

1. 最初りはやや厳しい口調で、決して貴
案と非難する意味ではないが、と断りつ
つ

(ア) 余りに多くの調査団が来沖し、同じ
負荷と繰返すのは意味がない、と述べ
視察団は「山野レポート」と完全に理

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

解した上で来沖するのか、と尋ね

(イ) 十分な準備期間が与えられないと効果的な協力ができないと指摘した

そこで本官から ~~〇~~ 視察団は山野

(ア) 調査団の follow up するもので、後者が沖縄経済制度の本土との差異、一体化上の問題などを中心に、主として静態的な調査を目的としていたのに対し、復帰後における沖縄経済の振興策、復帰までにおける日本の経済協力の可能性などより根本的な問題について意見交換を行うことを目的としており「山野リポート」はもとより「DM-JMリポート」も「森永リポート」も十分に理解の上 来沖するものであること ~~〇~~ 連絡の遅れたのは

(1) 日本政府の予算編成期に当り、

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

人選に手間取ったためであり、専事務所に inform されたのも最近であったが、今後は準備のため必要な期間をとることが望ましいという点については同感であると述べておいた。

2. りは 基地についてはどういう態度であるかと須向したので、日本国総理は基地については「白紙」であると言明しており、これがわが公式の意見であるが、視察団は特に基地が存続するという前提で沖縄経済の将来を検討してもよいという団長の了承を得ている旨答えたところ、満足の意を表明した。

3. りはまた視察団の報告書について利用の仕方、発表の時期および方法について関心を示したが、これ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に対しては直接八木団長から聞いてほしいと答えておいた。

これに対しては別に急ぐわけでもないが、決定次を通報してほしいという事であった。

4. 6日の意見交換における民政府側出席予定者はリード副民政官、リーブズ経済局長、クレイマー計画局長の外、経済局係官2人、渉外局係官1人。

(3)

-4-

秘

特目 3部
DP 1部
43.9.6

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

68年9月6日01時45分 ナハ 発米北
68年9月6日07時35分 本省 着

外務大臣 岸 沖縄事務所長

八木調査団一行の民政官訪問

オ142号 平至急 (秘扱)

(総務長官へ オ94号)

往電オ141号に關し

(総務長官あて往電オ93号に關し)

八木視察団一行は予定どおり当地到着14時にはカーペンター民政官を訪問したが、その概要をとりあえず報告する。

1. (八木団長より視察団の訪沖の目的を聞き取った後) カは、純粋に経済的な視察といわれるが、時節柄政治的な意味を持つと誤解する向きもないではないので、慎重を期されたい。と述べ、副長官からは、沖縄経済を向上発展させる

秘

カ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

ための施策実施に当っては政治的解決も必要であろうが、今回の視察は全くの経済的観点に立つものである旨強調された。

2. カが視察結果の report は何時、何処に、どういう形で提示されるのかと質したのに対し副長官は、今回は調査団ではなく、団員各自が今次視察に基き経済施策の策定に当り、それぞれの省当局に進言、助言することになり、自分も総務長官、総理に視察結果を報告する予定であるが、特に報告書を取りまとめることはしない、と述べた。

これに対しカは、何年かの report が出来るのであればお知らせ頂けるよう期する、と其の希望を表明した。

C

C

C

C

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

概要以上のとおりであるが、冒頭往電とも関連し、当面、民政府が最も関心を示しているのは

- (1) 基地を日本がどう考えているか
- (2) 日本政府調査団の report ないし日本政府側の沖縄問題に関する発表ぶり等であると見られる。

(3)

C

C

C

C

9/9 特別 3P 9/9 宛部 秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に

大政事外外電

電 精 海 身 (T A)

連絡 35770

主管

務務 房
次次
臣官官 審審長

68年9月7日07時32分 本省 若 本北

横人会 営計

外務大臣 岸 沖縄事務所長

文電厚給

領移長

領領

国 参 密

ア 北 東

長 中 西

参 参 参

長 北 南

欧 参 英

長 西 東

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

近 参 予

八木視察団の民政府当局との懇談

第144号 平 至急 (秘扱)
(総務長官へ 第96号)

往電第142号に關し

6日午前に予定された本件視察団の民政府当局との懇談は本官を議長として約3時間行なわれたと云ふ大要下記の通り。

(米側出席者 リーランド副民政官、クレイマー計画局長、リーブズ経済局長及びベーカー経済局国際貿易観光課長)

1. 冒頭八木団長より 案意案島目的の説明ありたる後本官の提案により議事は復帰後の沖縄経済のあり方及び復帰に至るまでの経済施策の2点に焦点を合せ進めら

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

此の二ととなり、先ず便節団より沖縄経済のプランニングに対する米側の基本姿勢を質した。これに対し米側は復帰後沖縄経済を日本経済の一環として捉えるのが考え方に賛意を表した。更に米側より台湾米軍基地が将来とも同じ規模の下に存続する旨強調し縮少の意思なき旨を殊更に表明した。

2. 過去の調査に基く塚原森永両構想について視察団より米側のコメントを求めたのに対し先方は当該報告書が広々分野に跨るもので一概に評価し難いと答えた。(後に米側は八木団長の重ねての要望に應じ後日諮問委を通じ回答した旨述べた)

3. 自由貿易地域について視察団より今後の在り方等を質問せると云ふ
(1) 米側は沖縄の同地域に対する投資が従来より充分でないことが同地域での住

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

産品をトランジスターラジオ及び野球グローブ等零細な組立加工品に限らさせおる要因なりとし、また、同地域よりの輸出が免税と言う利点あるにもかかわらず以前より減少してゐるがこれは沖縄での企業競争が激しいことにも起因すると述べた。

(2) 更に米側は同地域で生産される商品の種類については製造工業は適当でなく復帰の情勢をも考慮に入し沖縄に適するものを選択するに心がけられたいが香港台湾等アジア諸国製と競合するものは排除することに望ましく結局組立加工品が最適と考える旨述べた。

(3) 更に視察団の質問に答へ自由貿易地域を沖縄全体に広げることもまた当該地域をナハの他、泡瀬、糸満に擴張することも可能であるが個人的意見の域を

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

出ず、今後検討すべき旨述べた。これに対し視察団より当該地域を広げ過ぎると体質の弱い沖縄経済が強力な外国資本の攻勢にさらされるのではなかりかとの懸念を表明、米側も予測されることであると述べた。

4. 先導産業となり得べきものにつき視察団より質問したのに対し、米側は観光業及び漁業の他食品加工業果樹栽培業セメント工業等の振興の重要性を強調した。

5. 水産業の振興につき米側は大きな関心を示し漁船建造その他水産業関係設備資材について来年度中が方針で補助費増額を要望しおる次第を説明すると共に鮪漁業に關しては組織的漁業の必要性に鑑み沖縄漁船に母船乃至加工船を持たせることも検討し値いすべき旨述べた。これに対し視察団より本意見は国際協定により漁

秘

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

獲高が制限せられつつあることに鑑み採算上問題ありとし実現上の困難を指摘した。

6. 沖縄の産業長期投融資資金不足につき視察団より具体的に如何程になるかを質問したところ、米側は資料の持ち合せなき旨を答え鈴木日銀理事のレポートを俟つて或る程度の予測が出来ようと述べた。なお長期経済計画は今日まで策定せざる理由如何との質問に対し、米側は従来教育社会福祉医療等の整備に重点を置き経済開発が遅く来ているが、これは米國に沖縄の施政権を恒久的に保持する意図なきためと答え、しかし経済開発の必要性を痛感し経済計画の策定準備を始めるとして説明した。

7. 西表開採及び英園諸島海底資源開採につき視察団より質問したのに対し、米側は極

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

て消極的態度を示し採算面に困難あるため個人企業による開採の可能性は殆んどなく政府レベルでの開採しか考えられぬとの見解を述べたに止る。

(3)

秘